◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報セキュリティ管理規程

令和８年４月１日
訓令甲第１号

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の行政事務における情報システム及び情報システムにより処理される情報、情報通信ネットワーク及び情報通信ネットワークにより伝達される情報その他の本組合が保有する情報資産に関する情報セキュリティの確保のために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　情報セキュリティ

情報資産の機密を保持し、情報資産の正確性及び完全性を維持し、並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

(2)　情報資産

情報システム及び情報通信ネットワークの開発及び運用管理に係るファイル（データを記録している電磁的記録をいう。以下同じ。）及びドキュメント（情報システムの設計書、操作手引書、プログラムリスト、ネットワーク構成図その他のコンピュータの運用に関する文書をいう。）、情報システム及び情報通信ネットワークで取り扱うデータに係るファイル並びに情報システム及び情報通信ネットワークを構成する機器をいう。

(3)　情報セキュリティポリシー

この規程及び第 12 条に規定する情報セキュリティ対策基準をいう。

(4)　情報セキュリティ対策

情報セキュリティを確保するために実施する各種の対策をいう。

(5)　コンピュータ処理

コンピュータを使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。

(6)　電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた

記録をいう。

(7)　データ

コンピュータ処理に係る情報で電磁的記録媒体に記録されているものをいう。

(8)　情報システム

コンピュータ、電気通信回線等により情報処理の業務を一体的に行う仕組みをいう。

(9)　情報通信ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網並びにこれを構成するハードウェア及びソフトウェアをいう。

(10) 管理者

福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約（昭和 45 年福井県指令地第 371 号。以下「規約」という。）第７条第１項に規定する管理者をいう。

(11) 副管理者

規約第７条第３項に規定するもののうち管理者の属する市町の副市町長の職にある者をいう。

(12) 職員等

規約第 10 条に規定する職員、非常勤職員、臨時職員等をいう。

(13) 事務局

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務局の設置に関する条例（昭和 45 年条例第４号）第２条に掲げる組織をいう。

(14) 課等

福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政組織規則（平成５年規則第１号）第２条に掲げる組織をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程及び第 12 条に規定する情報セキュリティ対策基準の適用範囲は、管理者、副管理者及び職員等並びに本組合の保有する情報資産とする。

（対象とする脅威）

第４条　情報資産に対する脅威として、次の各号に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1)　不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2)　情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3)　地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4)　大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システム運用の機能不全等

(5)　電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

（職員等の義務）

第５条　職員等は、情報セキュリティの重要性を十分に認識し、情報セキュリティポリシーを遵守す

るとともに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号）その他の関連する法令等を遵守し、情報資産を適切に管理しなければならない。

第２章　情報セキュリティに係る体制

（最高情報セキュリティ責任者等の設置等）

第６条　本組合に最高情報セキュリティ責任者を置き、副管理者をもって充てる。

２　最高情報セキュリティ責任者は、本組合における全ての情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

３　事務局に統括情報セキュリティ責任者を置き、事務局長をもって充てる。

４　統括情報セキュリティ責任者は、本組合における情報セキュリティを総括し、情報セキュリティ対策の統一的な実施に必要な指導、助言又は調整を行う。

５　統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。

（情報セキュリティ責任者の設置等）

第７条　事務局における情報セキュリティ対策の適正な実施を推進するため、事務局に情報セキュリティ責任者を置き、総務課長をもって充てる。

２　情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受け、事務局における情報セキュリティ対策の実施その他の事務局における情報セキュリティに関する事務を掌理する。

３　情報セキュリティ責任者は、事務局における情報システムの開発及び運用状況、データの管理状況、情報通信ネットワークの利用状況等を把握し、事務局において情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう必要な指導、助言又は調整を行う。

（情報セキュリティ管理者の設置等）

第８条　課等において取り扱う情報資産の適切な管理を図るため、課等に情報セキュリティ管理者を置き、課等の長をもって充てる。

２　情報セキュリティ管理者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受けて、その所管に係る情報資産に関し情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（情報システム管理者等の設置等）

第９条　情報システムにおける情報セキュリティ対策を適切に実施するため、事務局に情報システム管理者を置き、総務課長をもって充てる。

２　情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者の命を受けて、事務局における情報システムの開発、設定の変更、運用等に関し情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事務局において、情報システムにおける情報セキュリティ対策の実務を行う担当者（以下「情報システム担当者」という。）を置き、事務局の職員等のうちから情報システム管理者が命じる。

４　情報システム管理者は、情報システム担当者を任命したときは、速やかにその氏名を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

５　情報システム担当者は、情報システム管理者の指示等に従い、情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う。

（情報セキュリティ委員会の設置等）

第 10 条　本組合の情報セキュリティに関する重要事項を決定する合議制の機関として、情報セキュ

リティ委員会を設置する。

２　情報セキュリティ委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　最高情報セキュリティ責任者

(2)　統括情報セキュリティ責任者

(3)　情報セキュリティ責任者

(4)　情報セキュリティ管理者

(5)　情報システム管理者

(6)　前５号以外の福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政組織規則（平成５年規則第１号）第４条に規定する役職にある者

３　情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要な事項を審議する。

第３章　情報セキュリティ対策

（情報資産の分類）

第 11 条　情報セキュリティ責任者は、本組合が保有する情報資産をその内容に応じて分類し、重要性に応じた情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

（情報セキュリティ対策基準の作成）

第 12 条　最高情報セキュリティ責任者は、本組合における情報資産の取扱いについて遵守すべき事項及び情報セキュリティ対策の実施に関する統一的な規準を定めるため、情報セキュリティ対策基準を作成しなければならない。

（情報セキュリティ実施手順の作成）

第 13 条　統括情報セキュリティ責任者は、その所管する情報システム及び情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施に関し必要となる事項を定めるため、情報セキュリティ実施手順を作成し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得なければならない。

（ソフトウェアライセンスの管理）

第 14 条　情報セキュリティ責任者は、事務局において使用するソフトウェアのライセンス（当該ソフトウェアに係る使用許諾契約書により認められた当該ソフトウェアを使用する権利をいう。以下「ソフトウェアライセンス」という。）を適切に管理しなければならない。

２　情報セキュリティ責任者は、ソフトウェアライセンスの管理状況を適宜調査し、その内容を定期的に統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

３　統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、必要な措置が講じられるよう指導及び監督を行わなければならない。

４　ソフトウェアライセンスの管理の方法その他必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

（業務の委託）

第 15 条　情報セキュリティ責任者は、コンピュータ処理業務の全部又は一部を委託しようとする場合は、データの秘密保持に関する事項、契約に違反したときの契約解除に関する事項、損害賠償に関する事項その他最高情報セキュリティ責任者が定める事項を委託契約書に明記するなど、情報資産の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の措置）

第 16 条　情報セキュリティ管理者は、本組合が保有する情報資産に漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が発生したときは、直ちに、その状況を調査するとともに、当該事故の内容を情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

２　情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、事故の内容及び講じた措置を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

３　統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、再発防止のために必要な措置が適切に講じられるよう指導及び監督を行わなければならない。

第４章　検証及び見直し等

（情報セキュリティ検査等の実施）

第 17 条　統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて、情報セキュリティポリシーの履行状況等を検証するため、定期的に検査を実施しなければならない。

２　統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、前項に規定する検査のほか、必要と認めるときは随時に検査を行うことができる。

３　統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、前２項に規定する検査（以下「情報セキュリティ検査」という。）の結果に基づき、必要があると認めるときは、講ずべき改善措置の内容を定めなければならない。

４　情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者は、前項の規定により統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が定める改善措置を適切かつ確実に実施しなければならない。

５　情報セキュリティ検査の実施方法その他必要な事項は、統括情報セキュリティ責任者が定める。

第 18 条　情報セキュリティ責任者は、本組合において情報セキュリティポリシーが遵守され、情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されているかどうかを検証するため、定期的に検査を実施しなければならない。

２　情報セキュリティ責任者は、前項に規定する検査のほか、必要と認めるときは随時に検査を行うことができる。

３　情報セキュリティ責任者は、前２項に規定する検査（以下「情報セキュリティ対策検査」という。）の結果に基づき、必要があると認めるときは、講ずべき改善措置の内容を定めなければならない。

４　情報セキュリティ管理者は、前項の規定により情報セキュリティ責任者が定める改善措置を適切かつ確実に実施しなければならない。

５　情報セキュリティ対策検査の実施方法その他必要な事項は、統括情報セキュリティ責任者が定める。

（見直しの実施）

第 19 条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティをめぐる情勢の動向、変化等を勘案し、及び情報セキュリティ検査の結果を踏まえ、適宜情報セキュリティポリシーに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、前項の規定に準じて、情報セキュリティ実施手順に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（情報セキュリティ監査の実施）

第 20 条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、情報通信ネ

ットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、定期的に監査を実施しなければならない。

２　最高情報セキュリティ責任者は、前項に規定する監査のほか、必要と認めるときは随時に監査を行うことができる。

３　情報セキュリティ監査統括責任者は、前２項に規定する監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）の結果を取りまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

４　情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ監査の結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

５　情報セキュリティ監査の実施方法その他必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

第５章　データ管理

（データの管理）

第 21 条　情報セキュリティ責任者は、データの取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損、改ざん並びに不正な利用及び提供等を防止するなど、適切に管理しなければならない。

２　データの管理の方法その他必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

第６章　雑則

（その他）

第 22 条　この規程の施行に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　当分の間、最高情報セキュリティ責任者は事務局長が担当し、統括情報セキュリティ責任者を兼ねる。